

第5章

計画の実現に向けて

5-1 関係主体との連携・協働	44
5-2 計画の進行管理	45



5-1 関係主体との連携・協働

本計画の実現にあたっては、行政をはじめとする様々な関係主体が自らの役割を認識し、連携・協力しながら総合的に取り組むことが求められます。

特に、市民、地域、事業者や関係機関等については、『自治基本条例第15条にて規定された協働によるまちづくり』の理念に基づいて取り組んでいく必要があります。

(1) 行政における連携

① 庁内における連携の強化

住生活に関わる施策の実施にあたっては、関係各課との調整及び連携して計画の推進を図るように努めます。

② 国・県との連携

本計画に関連する各種制度、施策について、国・県の状況を把握・連携しながら、効果的な計画推進に努めます。

(2) 市民、地域、事業者や関係機関等との協働

① 市民との協働

住生活に関わる施策の取り組みについては、市民に向けた積極的な情報提供と啓発により、自主的・主体的な住まいづくりとの連携を図るとともに、『自治基本条例第15条にて規定された協働によるまちづくり』に基づき、市民との協働による計画推進を図ります。

② 地域との協働

住生活の分野においては、身近な地域組織の活動との関係が重要になります。
地域ごとに組織されている自治会をはじめ、地域の活動を行う諸団体と、地域でできる取り組みについて情報共有し、地域との協働による計画推進を図ります。

③ 事業者や関係機関等との協働

住宅関連分野(住宅建設・販売、賃貸住宅経営、不動産取扱い、設計、リフォーム等)の事業者との情報交換などにより、住宅に関連する市場の動向を共有し、協働による計画推進を図ります。



5-2 計画の進行管理

(1)各種統計データによる現状把握

住生活に関する施策の進行管理については、各種統計データによる現状把握を定期的に行います。

(2)政策の動向や社会情勢の変化

今後の住生活に関する政策の動向や社会情勢の変化、上位・関連計画の見直しによる本計画への影響については、随時確認しながら計画を推進します。

(3)PDCAサイクルによる計画の適切な進行管理

住宅施策の基本目標の実現のためには、各種施策や事業を計画的に実施することが重要です。そのために、P(計画)・D(実行)・C(点検)・A(改善)のサイクルにより、住宅施策の進捗状況を評価し、計画の適切な進行管理に努めます。

概ね5年ごとに施策や事業の確認を行うとともに、社会情勢の変化や上位計画の見直しなどへの対応を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

本計画の施策を集約する「6つの基本目標」については、PDCAサイクルに基づいた指標による検証を行います。



